

東湯浦村・南湯浦保とあるものは是であらう。湯浦が浦浦の誤寫か否かは断定し得ぬが、今の和倉が延寶二年藩命によつて浦浦を改めしめたことは確かであり、それは浦浦の文字が上下相類して、百姓の書損する者が多かつたに因るといふ。

ワクラオンセン 和倉温泉 能登の浦浦温泉

泉はもと陸地を離ること六十間の海中に涌出して居たが、畠山氏の此の國に治した時、夙く之を保護する爲、石垣を築いて泉源を圍み、湯船を以て運送せしめ、以て治療の用に供したとの口碑がある。前田利長の腫物を愛へた時にも、又この湯を運んで浴したといはれる。然るに前來の石垣は風波の爲漸く破壊したから、寛永十八年所口町奉行石黒覺左衛門は之を修築して湯の島を作らしめ、承應三年その汲取代を所口町庄五郎に收むると共に、庄五郎から小物成として湯役を徴し、村方では湯宿のみ營業することになつた。蓋し浦浦は小村で、泉源保存の資に堪へなかつたから、その權利自ら庄五郎に移つたと思はれる。後延寶二年浦浦の文字を和倉に改めた。能登名跡志に『浦浦村へ田鶴濱より一里ある。今は和倉と書けり。日本一の熱湯の温泉なり。湯の島とて磯より一町餘に小島あり。潮満る時は島をこす也。汐干になれば湯坪へあつくして立寄事かたし。石傳ひ蘆菜など敷て漸に湯を汲む。大なる桶へ三の一湯を入れ、三の二はうめ潮をして入るとなり。所口町にて取湯するに、海上二里といへどもさむることなく、當分うめ水して用ふる也。湯本所口和倉屋といふ者御印物戴き、一廻り一人に湯賃四十文あて取りに廻る也。湯所のお

きに小島あり。辨財天の社あり。風景類ひなし。爰に一つの奇特あるは、湯坪普請することあり、熱湯にて中々手をもさしがたきに、湯の薬師堂は村の後の山にあり、此尊像を横になし奉れば、湯忽ち常の潮となりてあつきことなし。普請仕廻ひ、尊像を直し奉れば、又湯涌き出て常のごとし。かゝる奇瑞あること、ありがたきこと也。古き打身、新しきはいふに及ばず、腰痛・脚氣その外瘡、何たる痛をも治せずといふことなし。靈湯なり。所口へは和倉より二里あり。』と見え、安永二年鹿島郡高田村十村助四郎の書上にも、『長十間・幅四間石築島、此内に湯坪有。但海より七十間餘、海上手舟に乘通路仕候。』とあつて、浴客は舟に乗らねば澡浴するを得なかつたことが知られる。然るに文化十三年金子有斐の能登遊記には『温泉者在于湯中。架板橋二通往來。湯池方六尺餘。』と記し、島まで舳手に橋板を架した圖も添へてあつて、以前よりは餘程便利となり、明治廿四年編引東海の能登遊記には、『涌泉舊在海中。而民戸咸據藥師山下。而居。揭厲來汲。其埋海起樓事。在明治十三年。』と記して、湯坪が遂に陸地に接したことがわかり、今は更に廣大なる埋立地ができてゐる。この泉質は濃稠食塩泉で、無色透明にして臭氣なく、味強鹹にして沃度を含む點に於いて海内に比類を見ぬ。溫度攝氏八二度。

ワクラトウジユメモノガタリ 和倉湯治薬物語

三冊。佐藤元知著。著者は藩の老臣今枝氏を寄親とする興力であつたが、公暇を得て越中礪波郡下向田村に祖先佐藤若狭守の墳墓を用し、古國府・永見から石動山・七尾を経

て和倉に入湯、尋いで内浦・外浦を巡覽した記事であるが、その能登の名跡に關する叙述は、能登名跡志に倣うたものである。

ワクラノヤクシ 和倉の薬師 鹿島郡和倉

の後の岡山にあつて、薬師堂と稱し、石像を安置してあつた。文政社號帳に『和倉村産神少彦名薬師十二神社、祭神少彦名命、祭日三月二十日・八月二十日。』とあるもので、今は少比古那神社と稱する。

以て禁年、三月廿一日繩懸にて刎首の刑に處せられた。

ワケベボクサイ 分部ト齋 前田利常に仕

へて百二十石を受けた。その嫡統は四代源左衛門に至つて斷絶した。

ワケホ 和氣保 能美郡に在つた。康正二

年造内裏段錢並國役引付に、『一貫五百六十五文、大祥院殿加賀國和氣保分段錢』とあり、又陸涼軒日録長祿二年八月四日の條に、『南禪德雲院内實諸軒不知行加賀國和氣保金剛寺村内觀興三入道跡、嘉吉元年十月金剛院押領云々。』と見える。後世和氣村がある。

ワゴシユウホ 和語拾補 十五冊。田中知

顯著。邦語の雅言五千百餘を輯録したものである。著者の養父式如の遺稿に基づき、更に増補して詠歌の便に供したので、延享甲子の自序がある。

ワサダニ 和佐谷 能美郡山上郷に屬する

部落。

ワサダニシヤ 和佐谷社 能美郡和佐谷に

鎮座する。白山記の九所小神分に、『不動天和佐谷有之。寶曆拜殿アリ。』とあるものはである。金劔宮古記に『應永三十年五月廿五日和佐谷村の社人金劔宮の後の山に入り、綱を張つて鳥を取り、酔狂して大講堂の庭にて料理しければ、大衆怒て彼社人等の捕殺所の鳥を首に結付、和佐谷へ送る。和佐谷の者ども大に憤り、人勢百餘人を率し、夜中に金劔宮へ寄來る。劔の神主衆徒命を捨て防戦ければ、和佐谷の社人等終に引退く。』とあつて、この事件は白山宮莊嚴講中記録にも記され、こゝに和佐谷村の社人といふものは、この不動社に屬したものである。式内等舊社記にも、